

国道415号県境部に関する有識者委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、富山県土木部、石川県土木部、富山河川国道事務所、金沢河川国道事務所が、国道415号県境部に関する検討を行うにあたり、必要な事項を定める。

(検討内容)

第2条 検討内容は、国道415号県境部のルート帯決定に係る事項とする。

(検討方法)

第3条 富山県土木部、石川県土木部、富山河川国道事務所、金沢河川国道事務所は、「国道415号県境部に関する有識者委員会」を設置し、検討内容について意見を聞く。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、検討実施に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

国道415号県境部に関する有識者委員会 設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、国道415号県境部に関する有識者委員会設置要綱（令和6年7月17日施行）に基づいて開催する国道415号県境部に関する有識者委員会（以下「委員会」という）に関して必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 国道415号県境部に関する計画策定にあたり、効率性及びその実施過程の透明性について一層の向上を図るため、「国道415号県境部に関する有識者委員会」を設立し、計画及び計画策定プロセスについて、中立的な立場から助言・評価することを目的とする。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおり、国道415号県境部に関する実情に精通した公平な立場にある有識者等とする。

- 2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。
- 3 委員は、特定の行政機関及び利害関係者等の利害を代表してはならない。
- 4 委員は、個人を識別すること及び権利利益を害する恐れのある個人に関する情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員の任期は、「第2条 委員会の目的」を達成するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(議事の公開)

第7条 委員会における資料及び発言者氏名を伏せた議事の要旨は公開する。

2 委員会の会議は、冒頭から議事に入るまでを一般及び報道機関に公開する。

(委員会の事務局)

第8条 委員会の事務局の構成は次のとおりとする。

富山県土木部 道路課

石川県土木部 道路建設課

富山河川国道事務所 計画課

金沢河川国道事務所 計画課

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。

国道415号県境部に関する有識者委員会 委員名簿

氏名	所属等
川村 國夫	金沢工業大学 地域防災環境科学研究所 教授
原 隆史	富山大学 都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科 教授
古谷 元	富山県立大学 工学部 環境・社会基盤工学科 教授
星川 圭介	富山県立大学 工学部 環境・社会基盤工学科 教授
林 紀代美	金沢大学 人間社会研究域地域創造学系 准教授
藤生 慎	金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授
片桐 由希子	金沢工業大学 工学部 環境土木工学科 准教授
真下 英人	(一社)日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 所長

<敬称略、順不同>